

○組合理事長よりご挨拶

令和8年の新春をご健やかに迎え、皆様ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年は、本格的な造成工事を開始することができました。工事の着手にあたっては、組合員の皆様ならびに土地を使用されている皆様にも多大なご協力を賜りましたこと、深く御礼申し上げます。

午年は「駆ける」「進む」を象徴するとされ、勢いをもって未来へと進む力を与えてくれます。事業認可3年目を迎え、私たちがさらなる飛躍を遂げる年にしてまいります。

本年も皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。皆様にとって実り多き一年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

和光北インター東部地区土地区画整理組合
理事長 上原 高明

○2026年の事業予定について(1)

本年は、例年どおりの総会等の予定に加え、一部の仮換地については使用収益の開始を予定しています。

◆総会および認可手続きの流れ

総会（事業計画変更・令和8年度予算他、令和8年3月予定）



事業計画変更認可（令和8年3月予定）



総会（令和7年度決算、令和8年8月頃予定）

◆移転・工事の流れ

補償調査の実施、移転交渉（令和6年より継続中）



工事予定街区の移転完了・工事着工



工事施工
（道路、上下水道の整備など）

（裏面に続きます）

工事や工事の準備が区内随所にて進められています。工事に係る道路の通行止めに関しましては、引き続きご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

①南西側区画整理施行地区界付近の様子



②3街区の工事を進めています



③区画道路の工事を進めています



④仮換地での住宅建築が始まりました



⑤新倉交番裏側も工事が始まっています



⑥15街区周辺の工事の様子



⑦和光高校周辺の工事の様子



⑧北東側区画整理施行地区界付近の様子



○事務局より

昨年は、組合事務所を移転し、より迅速な現場対応ができるようになりました。

また、皆様のご協力により、予定どおりに工事を開始することができました。物件移転や工事について、本年もご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。

農地の管理引き継ぎについて

本紙前ページのとおり、施行地区内では工事が進んできています。工事未着手の箇所についても、施行ヤード確保に向けて引き続き物件移転交渉等を進めてまいります。

物件移転を伴わない農地については、耕作の区切りがついた土地より順次、組合が管理を引き継ぎし、仮換地が使用できるようになるまでその土地に関する税金相当額等について、補償費をお支払いしています。

農地をご所有の組合員様におかれましては、組合への引き継ぎのお申し出、その他本件に関するご質問がございましたら、事務局までご連絡下さい。

土地に関する名義等に変更があったら（権利変動届・代表者選任届の提出について）

権利の移転による名義変更など、権利者に変更が生じた場合は権利変動届を事務局までご提出ください。

また、所有権又は借地権をそれぞれ共有することになった場合は、共有者のうち代表者を指定し、組合にその旨を届出いただく必要があります。

なお、届出様式については、組合事務所で配付または組合のホームページからもダウンロードいただけます。

内容により、仮換地指定の変更が必要となる場合があります。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

建築行為等には組合への届出が必要です（土地区画整理法第76条の規制区域）

建物の新築、増改築や土地の区画形質の変更等につきましては市の許可が必要です。申請時は組合へ申請書のご提出をお願いします。建物の新築、増改築等をお考えの方は、組合までご連絡・ご相談下さい。

なお、申請様式については組合ホームページよりダウンロードいただけます。

和光北インター東部地区土地区画整理組合

〒351-0115 和光市新倉3-11-58

電話：048-483-4781

ファックス：048-483-4782

メールアドレス：wakokitatoubu@saitama.email.ne.jp

ホームページ：https://wakokita-east.com

担当：関根、新妻、山本



ホームページ
QRコード



メールアドレス
QRコード

事務所案内図

